

## 沼津夜間救急医療センター条例の一部改正について

沼津夜間救急医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

## 沼津夜間救急医療センター条例の一部を改正する条例

沼津夜間救急医療センター条例（昭和52年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第5条関係）

区分	単位	金額	備考
死亡診断書	1通	10,560円	1通増すごとに3,300円を加算する。
簡易保険・生命保険診断書	1通	6,600円	
自動車損害賠償責任保険等に使用する診断書	1通	6,600円	
その他の診断書	1通	3,960円	1通増すごとに3,300円を加算する。
生命保険の死亡証明書又は裁判に関する証明書	1通	13,200円	
自動車損害賠償責任保険等請求用明細書	1通	3,960円	
インフルエンザ罹患証明書	1通	1,100円	
医療費納入済証明書	1通	1,100円	
その他の証明書	1通	1,980円	
死体検案料	1体	79,200円	文書料を含む。1通増すごとに3,300円を加算する。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

「提案理由」

受益者負担の適正化を図るため、手数料を改めるものである。